

## 研究会レポート

防災研究会(北海道技術士センター)

### — 災害対応調査委員会の活動状況について —

(社)日本技術士会災害対応調査委員会

副委員長 代表幹事 山口 豊

●本文は平成 10 年度技術士研究・業績発表年次大会報告用にまとめたものであります。ご承知のように災害対応には組織的な対応が必要であり、その点、技術士会北海道支部、北海道技術士センター「防災研究会」の活動は全国的な災害対応活動の実に良いモデルになっております。このような防災研究会が各支部毎に設立され、ネットワーク化と連携活動を行うことが必要です。それをバックアップすることが

災害対応調査委員会の重要な役割の一つであり、今後、北海道防災研究会とも連携活動を行う予定です。

#### 1. はじめに

災害対応調査委員会は、1998 年 5 月の理事会で設立が承認され、部会・支部から 19 名の委員推薦を受けて、同 12 月から実質的にスタートした。災害対応には多分野の専門家の参画が必要であり、技術士会が組織的に対応することが求められていた。阪神・淡路大震災から 4 年が経過し、しかも調査委員会と

いう位置づけではあるが、これで(社)日本技術士会に初めて災害対応に関する組織的な窓口ができたことになる。

災害対応調査委員会の目的は、「(社)日本技術士会が災害対応を組織的に実施するため、全国的な災害対策活動を推進、支援し、必要な広報活動、準備活動等を行う実行機関の役割を持つものである」としており、具体的な対応のための諸準備を始めたところである。

本稿では、これらの活動の状況、検討課題等について報告する。

## 2. 災害対応調査委員会の運営方針について

当調査委員会の目的を推進するために、委員会の当面の運営方針を次のようにしている。

### (1) 活動期間

本委員会の活動期間は、平成11年1月の理事会で2年を限度とすることが決定している。ただし継続の必要があれば、経過報告書を会長宛てに提出し、更新手続きを行うこととなった。当然、本委員会の目的が達成するまでは継続的な活動を行うことが必要である。

### (2) 対象とする災害

全ての災害へ対応することは不可能であり、先ず、大規模震災への対応を行うことにした。すなわち、災害対策基本法第23条の自治体に災害対策本部が設置される規模以上の震災を対象とする。

## 3. 災害対応活動について

### (1) 平常時の活動

平常時は災害対応体制の検討、支部・部会の「防災研究会」の推進、防災ボランティア制度の推進、災害対応専門家人材データベースの作成、研修会・セミナーの開催、災害時の対応マニュアル作成、広報等の活動を行う。調査委員会を機動的に進めため、幹事会を中心に活動する。

### (2) 災害発生時の活動

これは、今後早急に検討すべき課題である。各支部に「防災研究会」が設立されるまでは、災害対応調査委員会が緊急対応会議を開催し、現地調査派遣

の決定から派遣メンバー、現地調査の内容、報告会の開催、提言のとりまとめなどが必要と考えており、そのため、緊急連絡網の構築を含めた上記の平常時の準備活動が重要である。

### (3) 緊急連絡網

緊急時の連絡のため、災害対応調査委員会連絡網、技術士会本部連絡網、支部および部会「防災研究会」連絡網等災害対応用の緊急連絡網の構築が必要である。

## 4. 「防災研究会」について

技術士会の災害対応は、支部毎に設立する「防災研究会」が中心に進めるのが現実的であると考える。「防災研究会」は、すでに4年前に北海道支部で発足し、活発に活動している。また近畿支部では設立段階にあり、北陸、中部では検討準備中である。災害対応調査委員会では、「防災研究会」設立活動の支援等を実施する。それでは、「防災研究会」とは何か。どういうことをするのか。事例を含めてその概要を述べる。

### (1) 目的

「防災研究会」は、地域の災害を最小限に抑えるために、地域の防災体制のあり方、地域防災の諸課題を研究し、自治体に防災計画の提言やシンポジウム、セミナー等を開催することにより地域の防災意識の向上・啓蒙を図るものである。また、対象とする災害が発生した場合には、災害対応調査委員会および他支部「防災研究会」と連携し、被災調査等のボランティア活動を行う。ただし、支部事情を考慮して、設定する。

### (2) 組織

「防災研究会」は、支部毎に設立する。また、これを支援するために各部会にも「防災研究会」を立ち上げる。これらが全国的にネットワーク化され、災害発生の非常時に對応し連携活動ができるように組織化されることが重要である。

「防災研究会」のメンバーは、技術士会の防災専門家は勿論のことであるが、災害対応に必要な多分野の専門家の参画が必要である。そこに技術士会の特色が活かせる。

### (3) 活動内容

北海道支部の活動も参考にすると、次のようなこ

とが考えられる。もとより、これらの活動は、支部や部会事情により異なる。

- ①地域の防災に関する情報収集と防災問題の研究
- ②自治体との連携による地域防災活動への参画
- ③防災専門家人材データベース作成
- ④防災ボランティア組織の設立
- ⑤当該地域で発生した災害への緊急対応活動
- ⑥防災に関する技術研修会、セミナー等の実施
- ⑦広報活動

#### (4) 連携活動

災害発生の非常時に災害対応調査委員会、各支部・部会の「防災研究会」が円滑に連携活動を行うためには、平常時の連携活動が重要である。例えば、全国大会で「防災研究会」活動コーナーを設け情報交流や合同シンポジウムの開催等を実施することが効果的であると考える。

#### (5) 北海道防災研究会の活動

北海道支部防災研究会は、会員約100名で構成される。各専門部会の2年間の活動成果の集大成として「技術士からの提言 地震災害に備えて」を発刊した。さらにその要約版「技術士からの27の提言」を発行し、関係機関、自治体へ配布して効果的な広報活動を実施している。また、北海道支部のホームページ(<http://www.jsd.ne.jp/~jcea-hokkaido/>)に「防災研究会について」(kenkyu.htm/www.jsd.ne.jp)を開設している。その内容は、①防災研究会とは②組織・メンバー③技術士からの27の提言④防災ライブラリー⑤防災情報に関する関連サイト一覧⑥自治体への地震防災アンケートである。

地震防災アンケートは、道内212市町村に対して防災計画、情報の交換・共有化、交通・輸送対策等60項目に及ぶアンケートを実施しており、今後の活動計画の資料にするものである。

#### (6) 近畿支部防災研究会の活動

約20名のメンバーで設立準備段階にある。兵庫県、神戸市の防災担当課長と防災ボランティア活動を中心とした応援協定等の協議を行う予定である。すでに県、市に登録している災害救援専門ボランティア組織は7分野あり、技術士会近畿支部が応援協定を締結することで自治体はボランティア活動へ

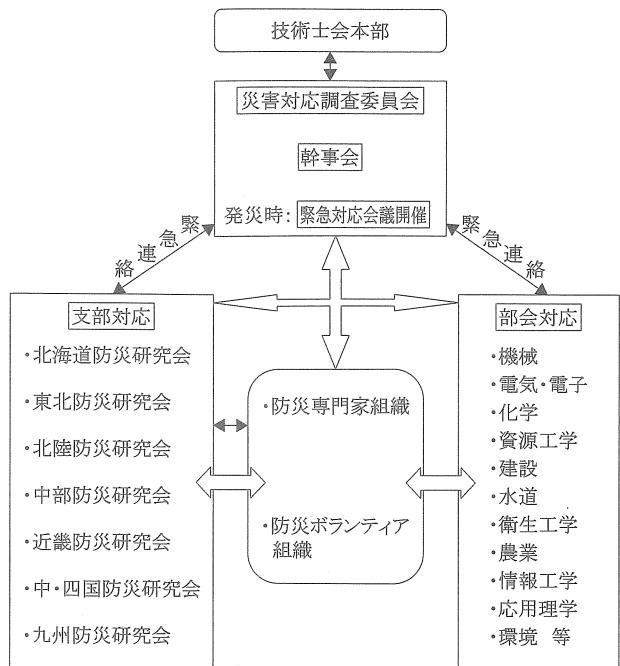


図1 災害対応体制図

の予算化が可能となり、事前のボランティア研修費用の負担を行う。また、非常時のボランティア活動に際しては食料、交通費等実費の弁償などが活動内容と合わせて検討される予定である。このような応援協定ができると全国の「防災研究会」設立への大きな弾みとなり、今後の動向が注目される。

## 5. 技術士会防災専門家人材データベースの作成

### (1) 目的

技術士会会員で防災関係を専門とする人材のデータベースを作成し、災害対応調査委員会、支部・部会の防災研究会が実施する各種活動に参加して頂くとともに、国、自治体等関係機関に広報することにより効果的な活用を期待する。

### (2) 作成方法

- ①技術士会会員名簿から防災専門家をリストアップし第1次対象者案とする。
- ②第1次対象者に対して、防災専門家データベース作成の目的、防災専門事項、人材登録の意志確認、緊急時の防災ボランティア活動参加の意志、活動条件、緊急連絡方法等について調査を行う。
- ③以上の結果より、支部・部会毎に防災専門家人材データベースとして登録する。

### (3) 広報

作成した防災専門家データベースは、技術士会会員への活用だけでなく、自治体等関係機関に広報するため、技術士会ホームページに掲載することを検討する。

## 6. 防災ボランティア組織の創設について

### (1) 目的

大規模な災害が発生した時に、被災地の公共施設、ライフライン施設、化学コンビナート施設等の被災状況の把握、応急対応措置や2次災害防止への提言等の緊急対応活動が必要である。このため、支部防災研究会の下に防災ボランティア活動可能なメンバーを事前に登録し、非常時への対応を行う。

### (2) 防災ボランティア組織

支部の「防災研究会」は非常時の防災ボランティア活動が可能な技術士会会員を募集し、防災ボランティア組織のメンバーとして登録する。登録要件は、概ね次のとおり。

①氏名

②所属部門

③専門事項

④災害対応可能な専門分野

⑤ボランティア活動可能な内容と地域

⑥活動制約条件

⑦緊急時の連絡先

### (3) ボランティア活動の内容

たとえば、次のようなことが考えられる。

①現地被災状況調査の実施と簡易レポート作成  
②2次防災対策、災害復旧支援活動および復興活動への提言、アドバイス

③現地災害対策本部などへの技術的支援活動

### (4) 防災ボランティアの性格

防災ボランティア活動への参画は、個人の自由意志によるものであり、基本的には無報酬の活動である。活動中の障害に備えて、支部組織が一括して、ボランティア保険に加入することを検討する。なお、自治体との応援協定が締結されると、交通費等について実費弁償の可能性はある。

### (5) 防災活動の研修等

支部防災研究会は、防災ボランティアに対して最新の防災に関する情報提供を行うための研修会、講習会を行う。自治体との応援協定が締結されると、自治体主催のボランティア活動研修会への参加が可能となる。

### (6) 緊急時の連絡

支部「防災研究会」から登録メンバーへ緊急連絡網によりボランティア活動の参加要請が行われる。

## 7. その他の活動事項

### (1) 災害発生時の対応マニュアル作成

対象とする災害が発生した場合、災害対応調査委員会、支部・部会「防災研究会」が行動すべき手順を想定されるケースを設定して、検討する。その結果を分かりやすくマニュアルとしてまとめる。マニュアルが有効に機能するかどうかを演習することも必要である。

### (2) 防災に関する研修会・セミナーの開催

防災に関する一般的知識および専門的知識を習得するために、合わせて防災専門家予備軍の育成と災害時に円滑に対応できるように研修会、技術セミナーの開催を計画する。

## 8. おわりに

阪神・淡路大震災から4年が経過し、国民の関心は経済不況に移り、大震災を受けた意識は風化しつつある。しかし、大地震は忘れた頃に突然やってくるのである。地震予知専門家の話しでは、たとえば東京を含む南関東地域の場合、地震活動は、静穏期から徐々に活動期に移りつつあるという。しかも、内陸直下型の可能性が高いそうだ。

我々、技術士は防災への意識を持ち、日頃から地域防災に関する勉強を行い、災害対応への準備を怠りなく進めることができ大震災の教訓である。このため、支部・部会毎に「防災研究会」を立ち上げ、地域防災への関わりを組織的に進めること、そして全国の「防災研究会」が連携して活動することが重要である。

今後とも関係各位の一層のご協力、ご指導をお願いする次第である。